

千葉県森林整備事業実施要綱

最終改正：令和6年7月25日

第1 目的

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、県は森林整備事業を実施する者に対し、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）、林業関係事業補助金交付要綱（以下「林業関係交付要綱」という。）及びこの実施要綱に基づき補助金の交付を行い、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

第2 事業の区分及び内容

補助の対象となる事業の区分及び内容は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の作成者等が施業の集約化等を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う人工造林等の森林整備。

2 森林吸収源対策間伐促進事業

1に定める森林環境保全直接支援事業の事業区域において、森林経営計画、特定間伐等促進計画等に基づき、森林吸収源対策を行う搬出間伐及びこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて千葉県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等。

3 竹林拡大防止事業

1に定める森林環境保全直接支援事業の事業区域において、森林経営計画、施業実施協定（森林法第10条の11に規定する施業実施協定をいう。）等に基づき、竹林を森林に再生するために行う竹林の伐採等の森林整備。

4 森林緊急造成事業

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等の森林整備。

5 被害森林整備事業

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できな

い森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等の森林整備。

6 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するために行う、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備。

7 保全松林緊急保護整備事業

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において行う、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第 7 項に規定する樹種転換をいう。）。

8 県単森林整備事業

都市近郊及び農山村地域において、1～7の事業を補完することを目的に、市町村が行う森林整備。

第3 事業の実施

事業の実施は次のとおりとする。ただし、保全松林緊急保護整備事業は千葉県保全松林緊急保護整備事業実施要領、県単森林整備事業は県単森林整備事業実施要領に定める。

1 交付申請

交付申請書の提出期限は、事業終了後、知事の定める期日までとする。

2 補助対象経費の査定

補助対象経費の査定は、第2の事業区分ごとに、別に定める千葉県森林整備事業実施要領に基づき査定するものとする。

3 交付決定及び額の確定の時期

竣工検査の終了後に補助金の査定を行い、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行うものとする。

4 実績報告

林業関係交付要綱第3条第1項に規定する申請書をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

5 竣工検査

交付申請に基づき検査を行うものとする。

6 交付請求

(1) 補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第1号様式）1部を知事に提出するものとする。

(2) (1)について、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

7 補助金の返還等

事業主体が施行地を森林以外に転用する場合、又は補助金の交付条件に違反した場合は、県に補助金の返還等をさせることがある。

第4 補助率

知事は事業ごとに定める補助対象経費について、予算の範囲内で林業関係交付要綱に定める補助率により補助するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、それぞれの事業の実施について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、昭和 63 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 2 この改正は、平成 2 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 3 この改正は、平成 3 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 4 この改正は、平成 4 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 5 この改正は、平成 5 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 6 この改正は、平成 6 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 7 この改正は、平成 7 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 8 この改正は、平成 8 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 9 この改正は、平成 9 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 10 この改正は、平成 10 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 11 この改正は、平成 11 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 12 この改正は、平成 14 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 13 この改正は、平成 15 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 14 この改正は、平成 16 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 15 この改正は、平成 17 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 16 この改正は、平成 18 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 17 この改正は、平成 19 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 18 この改正は、平成 23 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 19 この改正は、平成 24 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 20 この改正は、平成 25 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 21 この改正は、平成 27 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 22 この改正は、平成 29 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 23 この改正は、平成 30 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 24 この改正は、令和元年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 25 この改正は、令和 2 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 26 この改正は、令和 3 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 27 この改正は、令和 4 年 1 2 月 6 日以降の令和 4 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 28 この改正は、令和 5 年度の予算に係る補助事業から適用する。
- 29 この改正は、令和 6 年度の予算に係る補助事業から適用する。

第 1 号様式

年度 事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
代表者氏名

年 月 日付け 指令第 号 で交付決定及び
額の確定のあった 事業補助金を,千葉県補助金等交付規則第 15
条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円
ただし, 事業の補助金

振 込 先	金 融 機 関 ・ 店 舗 名		預 金 種 目	口 座 番 号
	銀 行 支 店		1 普 通 2 当 座	
	口 座 名 義 人 (カ ナ)			

本 件 責 任 者	担 当 者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連 絡 先	連 絡 先

※ 押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。